

令和3年12月23日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和3年度 第1回）

資料2

② 維持管理における週休2日の取組

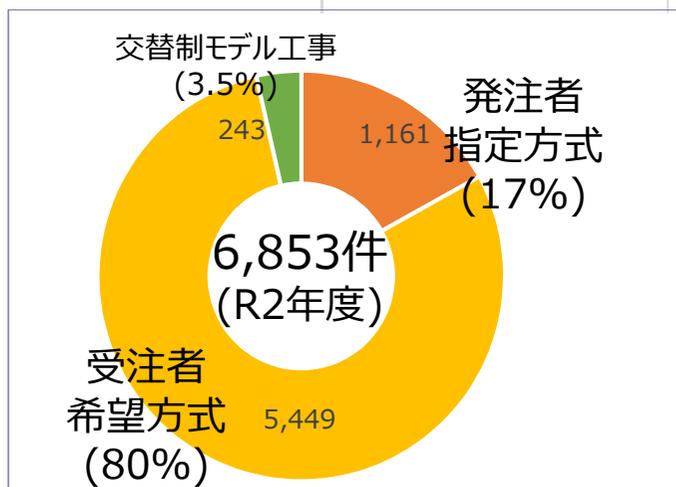
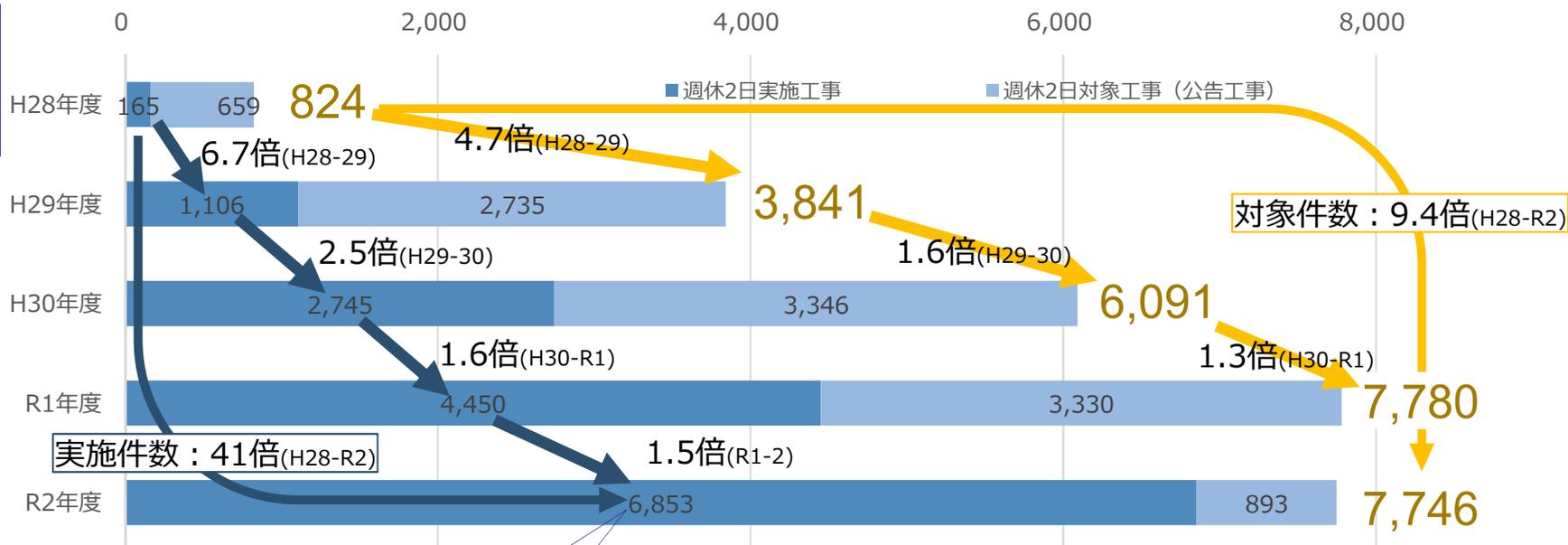
- 労働基準法の改正(平成30年6月成立)により時間外労働規制が見直され、違反した場合、雇用主は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される。
- 建設業は5年間の猶予が設けられており、令和6年4月から適用となる予定。

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
↓ 36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

週休2日工事(これまでの経緯)

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ計画的に週休2日を推進。
- 直轄土木工事における週休2日工事は、H28比で対象件数は9.4倍、**実施件数は41倍**に増加。
(対象工事における**実施率は20%から89%と4.5倍増加**)
- 都道府県・政令市においても、**67団体** (R3.3現在) が週休2日工事を実施。(39(H29)⇒56(H30)⇒66(R1)⇒67(R2))

直轄土木工事における週休2日工事の実施状況の推移



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

※令和3年3月末時点
 ※令和2年度中に契約した直轄工事を集計 (営繕工事、港湾空港除く)
 ※R2年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

週休2日工事及び交替制工事における間接工事費の補正

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施。実態調査の結果を踏まえて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続。
- R1年度から、交替制による休日確保を推進するモデル工事を試行。
⇒ **R3年度から交替制により必要となる現場管理費**について、補正係数を新たに設定。

※発注者が、受注者の休日率の達成状況を確認し、達成状況に応じて精算変更。

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

週休2日交替制モデル工事の試行

- 交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、労務費の補正の他、新たに現場管理費の補正係数を設定

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	—	—	—

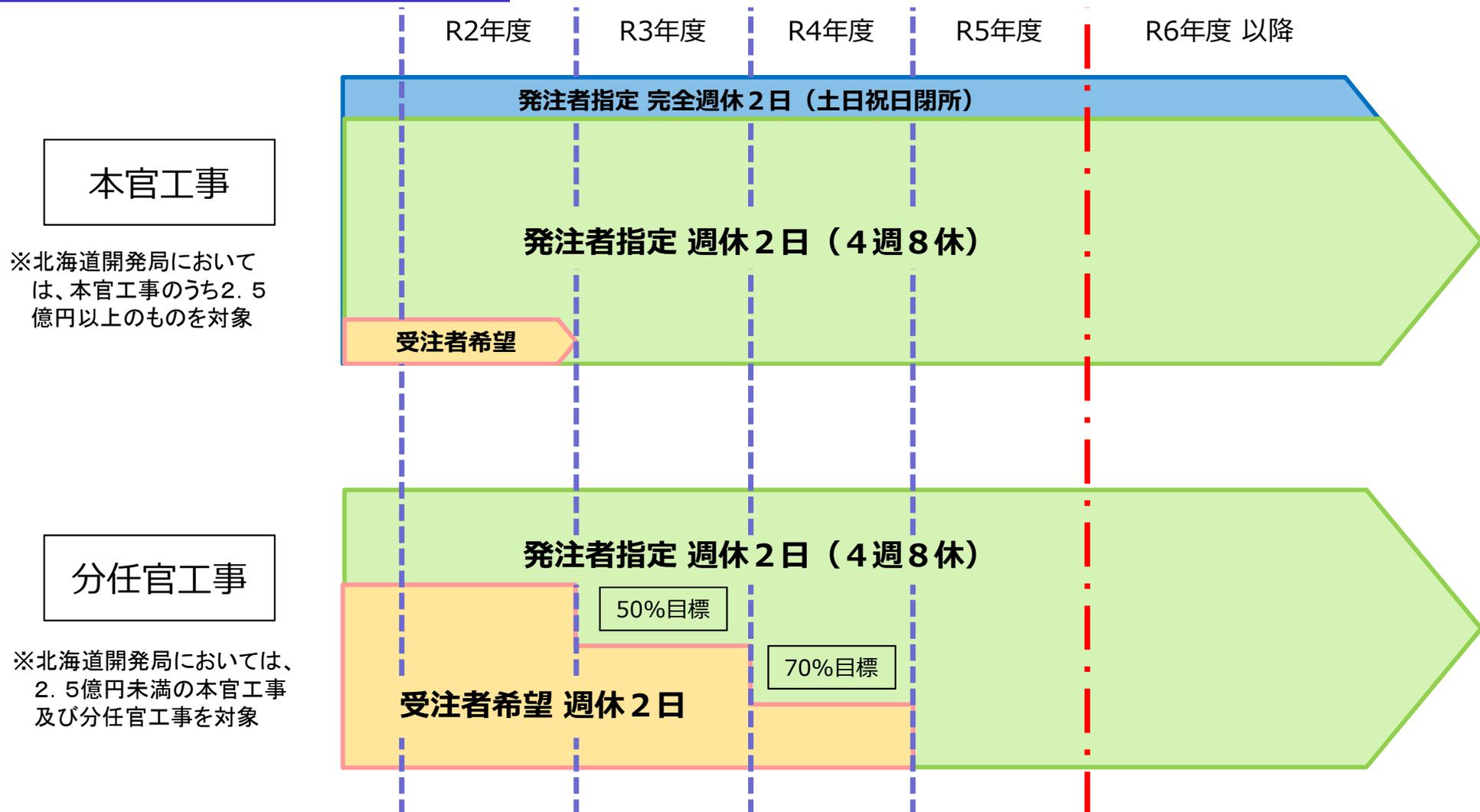


(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

直轄工事における週休2日の取組方針

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持管理等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

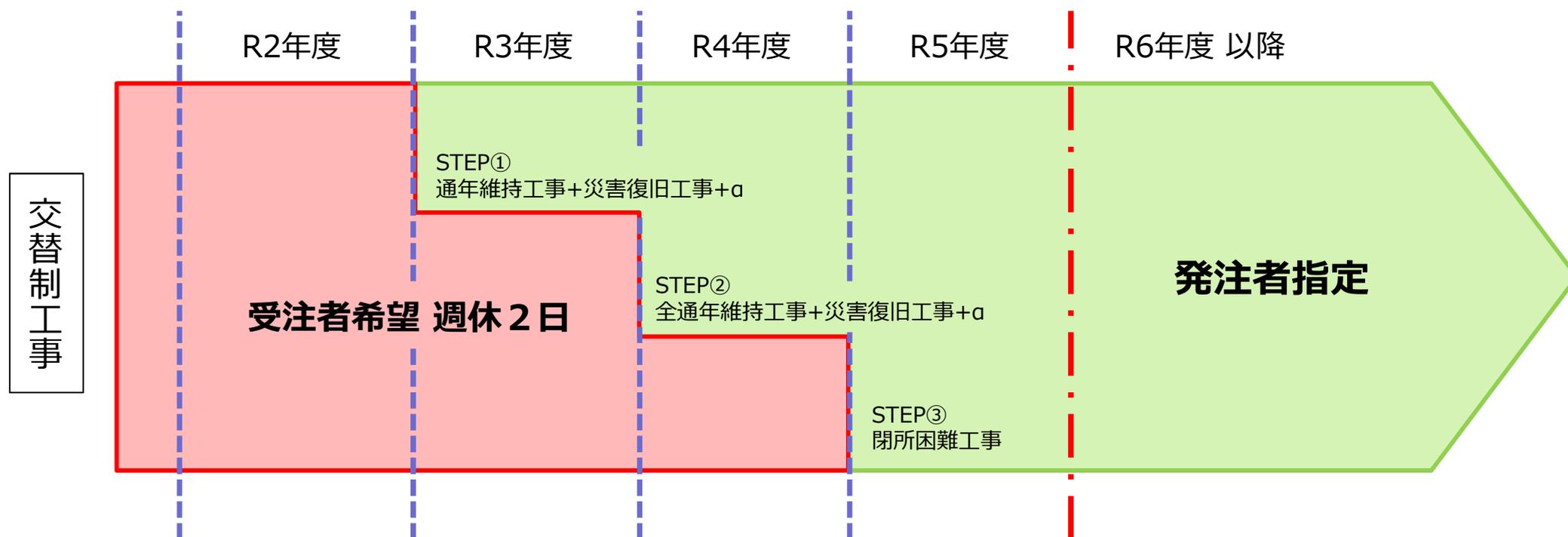
週休2日工事の取組方針（案）



週休2日交替制モデル工事の取組方針

- 建設業の働き方改革を推進する観点から、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」をR1年度より試行。
- **R4年度は全ての通年維持工事**に対象を拡大(発注者指定)。**R5年度からは閉所困難な全工事**に拡大予定。

週休2日交替制モデル工事の取組方針 (案)



◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
 - ・ 通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・ 災害復旧工事
 - ・ 交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・ 連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン等)

週休2日交替制モデル工事の実施状況

■令和2年度 週休2日交替制モデル工事の実施状況

(R2年度 調査結果)

週休2日交替制 モデルとして 公告した件数	通年維持工事等 (括弧内は「除雪工事※1」)		・災害復旧工事 ※2 ・完成時期等の 制約のある工事 ・連続施工する工事	週休2日交替制モデルで 実施された工事件数※3	
423	423	(127)	0	243	(48)

※1 括弧内の件数は、工事名に「除雪」を含む工事件数(「除雪外一連工事」を含む)。

※2 令和2年度は災害復旧工事や、シールド・ニューマチックトン等の連続施工せざるを得ない工事等で週休2日交替制モデル工事の実施はない。

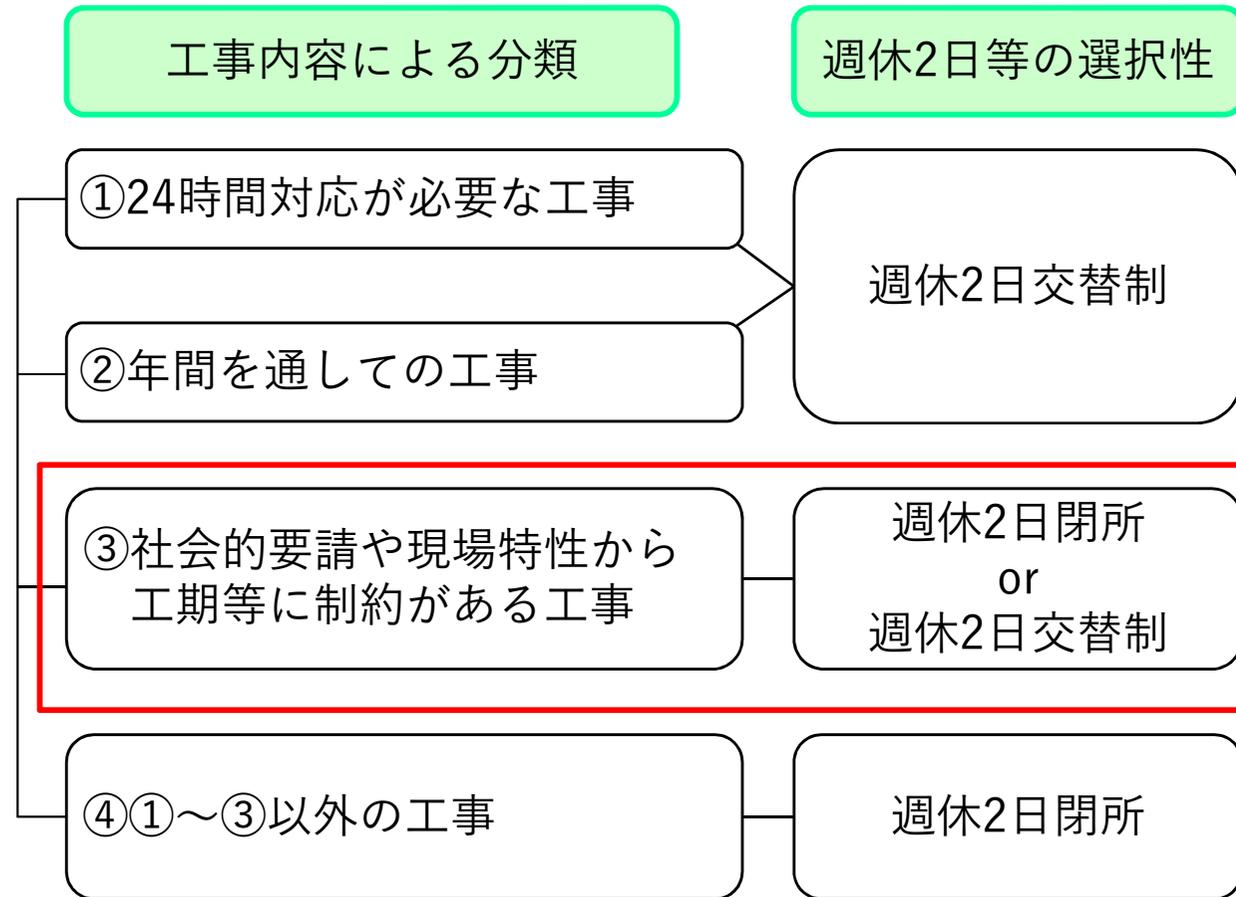
※3 令和2年度は全て受注者希望工事。令和3年3月末時点で「取組の意志あり」又は「協議中」であった工事。

週休2日工事の分類(工事条件による分類)

○維持管理の中には、週休2日交替制モデル工事と閉所工事のどちらも選択しうる工事がある。

維持管理における対象工事の例

- (1)維持
 - ・ 除雪工 (①)
 - ・ 道路巡視・巡回 (②)
 - ・ 応急処理工 (③)
- (2)修繕
 - ・ 交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事 (③)
- (3)災害復旧その他の管理行為 (災害対応)
 - ・ 災害復旧工事 (③)
 - ・ 交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事 (③)



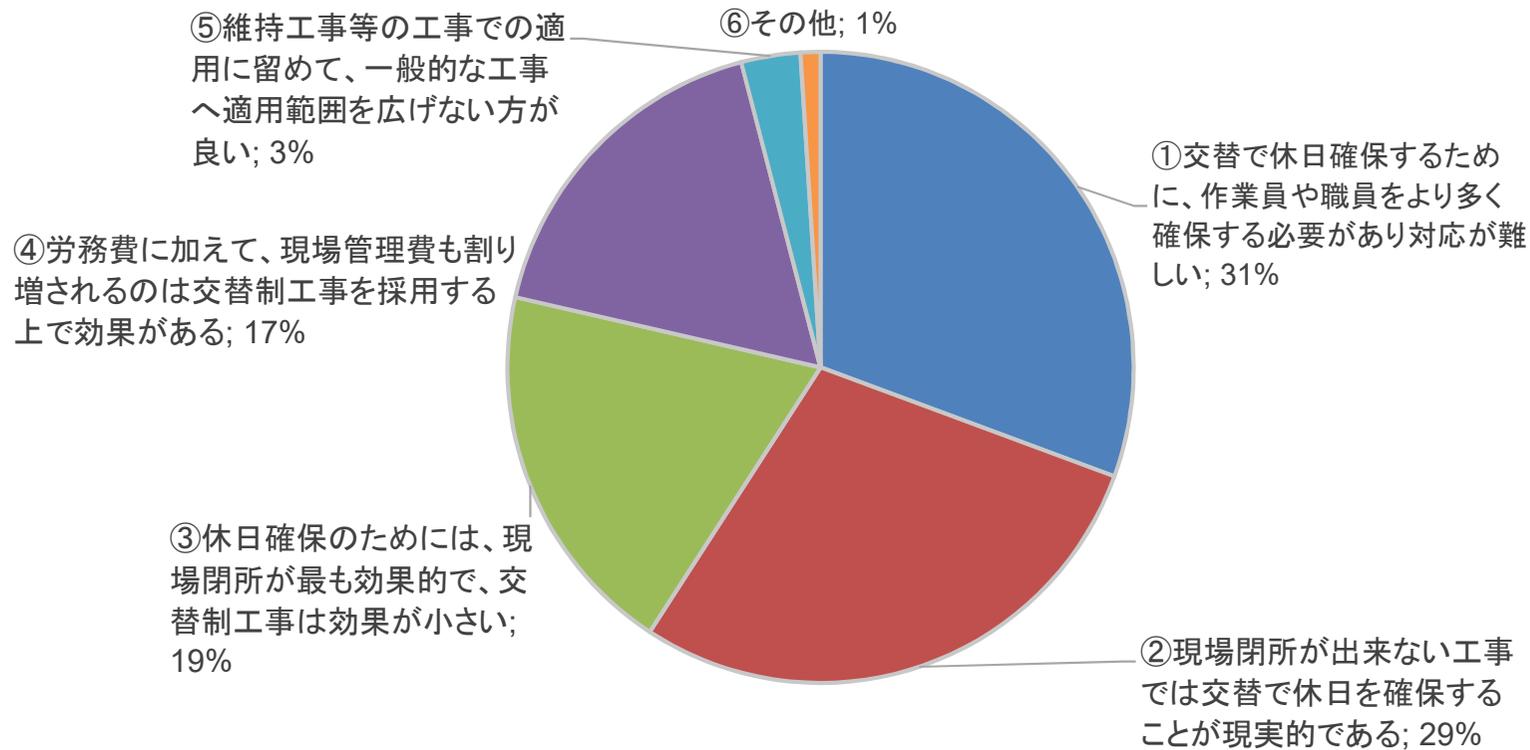
週休2日工事の分類(工種による分類)

○一部には、工事特性から一義的に週休2日交替制モデル工事を採用すべき工種がある。

工種の例		週休2日工事の分類
道路維持	巡視・巡回	交替制
	舗装工	原則、閉所
	道路清掃工	原則、閉所
	植栽維持工	原則、閉所
	除草工	原則、閉所
	応急処理工	閉所 or 交替制
	除雪工	交替制
道路修繕		原則、閉所
河川維持	除草工	原則、閉所
	堤防養生工	原則、閉所
	構造物補修工	原則、閉所
	路面補修工	原則、閉所
	付属物復工	原則、閉所
	清掃工	原則、閉所
	植栽維工	原則、閉所
	応急処理工	閉所 or 交替制
	撤去物処理工	原則、閉所
河川修繕工		原則、閉所

週休2日交替制モデル工事に関するアンケート結果等①

■週休2日交替制工事への意見(2021年日建連九州支部会員企業へのアンケート結果)



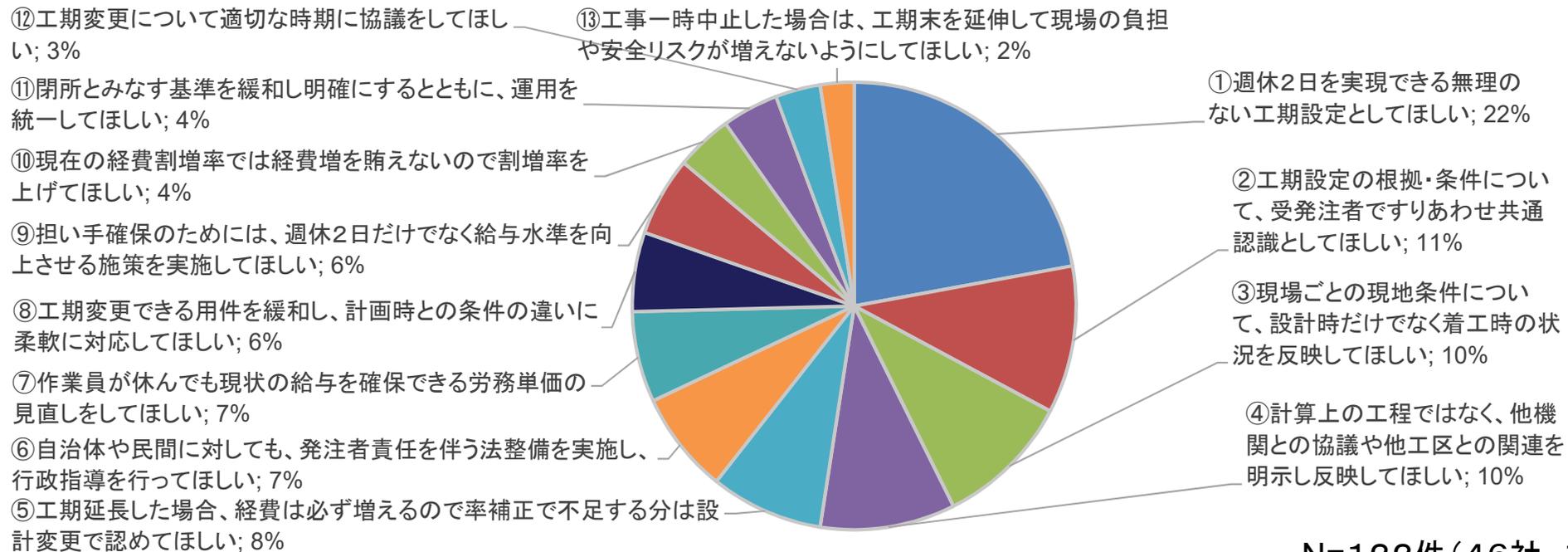
N=98件(46社、複数回答可)

【意見のまとめ】

- ◆「閉所が困難な工事では交替制が現実的」という意見がある(29%)一方、確実に週休2日とするには閉所が有効という意見もある(19%)。
- ◆「交替制を実施するには交替要員を確保する必要があるが、人員の確保が難しい」という意見がある(31%)
 一方、今年度から適用された現場管理費の割増しは交替制工事を採用するうえで効果があるとの意見もある(17%)
 ⇒「閉所」と「交替制」の両方に一定のニーズがある。

週休2日交替制モデル工事に関するアンケート結果等②

■週休2日を実施するために発注者に望むこと(2021年日建連九州支部会員企業へのアンケート結果)



N=122件(46社、複数回答可)

【意見のまとめ】

◆発注者に望むことの上位は下記の通り。

1. 「無理のない工期設定としてほしい」 20%強
2. 「工期設定の根拠・条件について、受発注者ですり合わせてほしい」 10%強
3. 「現地条件は設計時だけでなく着工時の状況を反映してほしい」 10%
4. 「協議や他工区との関連を反映してほしい」 10%

⇒ 「現場条件を適切に反映した無理のない工期設定としてほしい」との趣旨の要望が多い。

【参考】直轄土木工事における適正な工期設定指針

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、令和2年3月に「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を策定。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 [余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数]
 [不稼働日、後片付け期間]
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

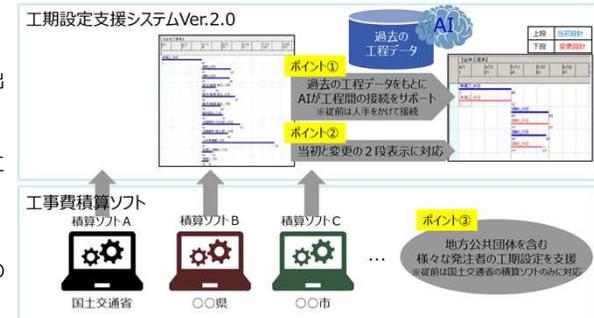


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック



- 維持管理（維持、修繕、災害復旧その他の管理行為（災害対応））において、現場閉所と交替制の選択をどうするべきか。
- ⇒ 維持管理の中には、現場閉所が可能な工事と交替制工事に明確に選択区分されるもののほかに、そのどちらも選択しうる工事もある。
- ⇒ どちらも選択しうる工事について、働き方改革や担い手確保の観点から、「工期設定指針」に基づいて工期を適正に設定した上で現場閉所を基本とし、やむを得ない場合に交替制とすべきではないか。
- ⇒ 「やむを得ない場合」として、受注者による選択制とすることも考えられるが、発注者側が該当する工事・工種の類型等を示すべきではないか。



ご意見を踏まえた検討

直轄工事の実施内容に関する今後の検討に反映